

公益財団法人岐阜県ジン・アイバンク協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岐阜県ジン・アイバンク協会（以下「この法人」という。）の賛助会員に関し、定款第35条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 この法人の趣旨に賛同し、事業活動を積極的に支援する団体並びに個人は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会)

第3条 賛助会員として新たに入会しようとする者は、所定の賛助会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

(会費)

第4条 賛助会員は、毎年度12月末日までに賛助会費を納入しなければならない。ただし、新規加入のときは、入会決定後すみやかに納入するものとする。

2 賛助会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- | | | |
|----------|--------------|------------|
| (1) 特別会員 | 別表に定める市町村人口割 | (市町村) |
| (2) 団体会員 | 1口 10千円 | (市町村を除く団体) |
| (3) 個人会員 | 1口 2千円 | (個人) |

(会費の用途)

第5条 前条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を公益目的の事業に使用するものとする。

(退会)

第6条 賛助会員は、所定の賛助会員退会届を提出し、任意に退会することができる。

(会費の不返還)

第7条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

特別賛助会員 市町村人口割

人口（人）	会費単価（円）
～ 10,000 未満	10,000
10,000 以上 ～ 20,000 未満	15,000
20,000 以上 ～ 30,000 未満	20,000
30,000 以上 ～ 40,000 未満	25,000
40,000 以上 ～ 50,000 未満	30,000
50,000 以上 ～ 100,000 未満	35,000
100,000 以上 ～ 200,000 未満	40,000
200,000 以上 ～ 300,000 未満	45,000
300,000 以上 ～ 400,000 未満	50,000
400,000 以上 ～	55,000

毎年8月1日現在の岐阜県推計人口より算出